

税のかわら版

編集発行・問い合わせ
 大和市役所2階 市民税課
 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
 ☎046-260-5232~4 (直通)
 ※平日 8時30分~17時
 令和5年2月1日 第46号
 令和4年12月現在の法令に基づき作成しています

大和税務署による確定申告の受付スケジュール

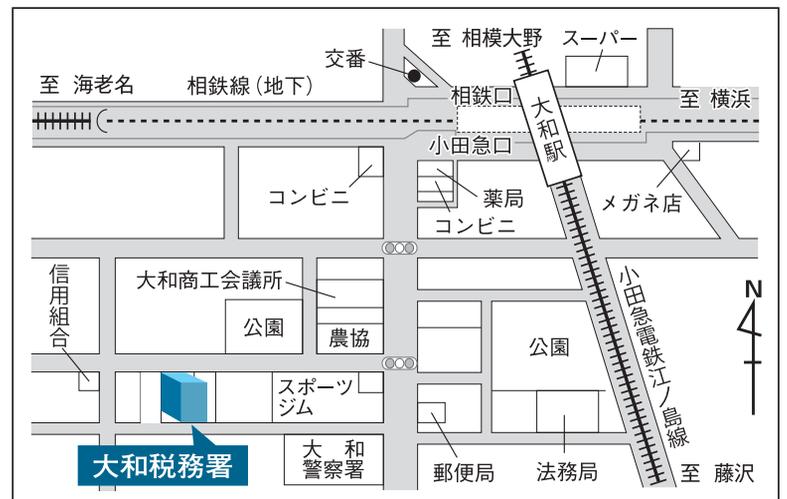
種別	期間・時間	会場	備考
確定申告	2月1日(水)~3月15日(水) 受付時間は8:30~16:00 (相談時間は9:00~17:00) ※土・日曜日及び祝日を除く。ただし2月19日(日)・2月26日(日)は受付します。 問い合わせ：大和税務署 046-262-9411 (代表)	大和税務署 ※お車での来署はご遠慮ください。	※入場整理券が必要です。入場整理券はスマートフォン(以下スマホ)等のLINEアプリで事前に入手するほか、当日、税務署で配付します。(LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。)電話での予約受付は行っていません。 ※源泉徴収票などの申告に必要な資料、前年分の確定申告書等の控え、マイナンバーと本人確認ができる書類の提示又は写しの添付が必要です。税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封書があればお持ちください。
無料 税理士による 申告相談	2月13日(月)・14日(火)・15日(水) 受付時間は8:30~12:00、 13:00~15:30 (相談時間は9:00~12:00、 13:00~15:30) 問い合わせ：大和税務署 046-262-9411 (代表)	大和市役所 本庁舎 会議室棟1階	※オンラインでの事前申込又は申告する当日に配付する入場整理券が必要です。入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。オンラインでの事前予約及び入場整理券については大和税務署にお問い合わせください。 ※源泉徴収票などの申告に必要な資料、前年分の確定申告書等の控え、マイナンバーと本人確認ができる書類の提示又は写しの添付が必要です。税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封書があればお持ちください。 ※譲渡所得(不動産、株式など)、住宅ローン控除の1年目、贈与税の申告など、内容が複雑で時間を要す申告はご遠慮ください。

確定申告書等の作成、確定申告期に多いお問い合わせ事項Q&A、確定申告に関する様式等、確定申告について詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。「国税庁」で検索してください。

<大和税務署案内図>

大和市中心 5-14-22(大和駅から徒歩10分)

☎046-262-9411(代表)



- 個人の方の国税に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの税務職員「ふたば」にお気軽にご相談ください。
 ※ご質問したいことをメニューから選択するか、文字を入力いただくと、AI(人口知能)が自動でお答えします。土日、夜間でもご利用いただけます。
- 「タックスアンサー(よくある税の質問)」では、医療費控除、住宅借入金等特別控除、年末調整等のよくある国税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

ご自宅から e-Tax で確定申告書の作成・提出をしてみませんか？

- マイナンバーカードと、マイナンバーカード読取対応のスマホまたはICカードリーダーがあれば、税務署へ行かなくても、国税庁ホームページにて簡単に確定申告書を作成し、e-TAXで提出(送信)することができます。
- また、マイナポータルを連携すると、医療費通知情報、ふるさと納税及び生命保険料控除証明書などのデータを一括取得し、自動で入力できます。マイナポータル連携については、動画でも照会しています。詳しくはYouTube「国税庁動画チャンネル」(外部サイト)や確定申告特集ページをご覧ください。
- 国税庁ホームページ確定申告書作成コーナーは右の二次元バーコード または、パソコンまたはスマホ等で「確定申告 作成」と検索してください。
- 詳しくは大和税務署にお問い合わせください。

住所：大和市中心5-14-22

電話：046-262-9411 (代表)

確定申告書等作成コーナー
 二次元バーコード



大和市役所での確定申告書の相談、作成ができる場合・できない場合

◎大和市役所で所得税の確定申告書の相談・作成ができるのは、次の①、②に該当する方です。

- ①令和4年中の収入が、公的年金等のみの方
- ②令和4年中の収入が、公的年金等と給与のみの方

×収入が給与収入のみの方や事前予約のない方など次に該当する場合は、大和市役所での確定申告書の相談・作成はできません。大和税務署へご相談ください。

- ・収入に公的年金等がない方の確定申告
- ・事前予約のない方の確定申告
- ・収入が給与のみの方の確定申告
- ・源泉徴収票のない方の確定申告
- ・次の所得や控除等の確定申告等
事業（営業、農業）所得、不動産所得、利子所得、配当所得、退職所得、譲渡所得、一時所得、分離課税の所得、損失、令和3年分以前の年分、亡くなった方の確定申告、住宅ローン控除、修正申告、更正の請求、所得税以外（相続税、消費税、贈与税など）の申告、など

◎大和市役所で所得税の確定申告をする場合は、**インターネットや電話での事前予約が必要です**。事前予約の方法等は下記「大和市役所で確定申告する場合の事前予約について」をご覧ください。

※事前予約のない方は大和市役所ではお受けすることはできません。

●なお作成済の確定申告書は事前予約なしで仮収受しています。受付期間：2月16日（木）～3月15日（水）のうち開庁日の8時30分～17時（事前予約なしで提出のみの場合は大和市役所で内容の確認は行いません。）

大和市で確定申告する場合の事前予約について

■インターネットでの事前予約方法■

- ・事前予約開始日時
令和5年2月8日（水）の午前9時から休日夜間を含めインターネットで24時間受付します。先着順で、定員に達し次第受付終了になります。
- ・予約サイトで予約可能枠のうちの希望日時を選択し、住所、氏名などを入力してお申し込みください。（パソコンまたはスマホ等で「大和市役所 確定申告 予約」と入力し検索してください。）
- ・事前予約1件につき1件の申告書を受け付けます。（ご予約は1人1件でお願いします。）



予約サイト二次元バーコード

■電話での事前予約方法■

- ・事前予約期間
令和5年2月8日（水）、9日（木）、10日（金）の午前9時から午後4時まで。（正午から午後1時までを除く）先着順で、定員に達し次第受付終了になります。これらの期間以外は上記インターネットでの予約受付となります。
- ・事前予約専用電話番号 ☎046-200-7167
※音声案内が始まった時点から電話料金がかかります。
- ・事前予約1件につき1件の申告書を受け付けます。（ご予約は1人1件でお願いします。）

■事前予約できる申告日、申告時間、場所などの一覧（インターネット、電話共通）■

予約可能な申告日、場所	予約可能枠	予約枠一覧
○申告日 2月16日（木）、17日（金） ○場所 渋谷学習センター3階情報スペース （大和市渋谷5-22IKOZA内） ※駐車場、駐輪場は有料です	右の予約枠一覧のうちの ②、③、④、⑤、⑥	①午前9時～10時 ②午前10時～11時 ③午前11時～12時
○申告日 2月20日（月）から3月15日（水） （土曜日、日曜日、祝日を除く） ○場所 大和市役所会議室棟1階 （大和市下鶴間1-1-1）	右の予約枠一覧のうちの ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦	④午後1時～2時 ⑤午後2時～3時
○申告日 2月19日（日）、2月26日（日） ○場所 大和市役所会議室棟1階 （大和市下鶴間1-1-1）	右の予約枠一覧のうちの ①、②、③	⑥午後3時～4時 ⑦午後4時～5時

※当日の混雑状況によって予約時間どおりに受付ができないことがありますのでご了承ください。

上場株式等の所得に関する市・県民税申告不要制度についてのお知らせ

令和6年度以降の市・県民税（所得税は令和5年分以降）において、上場株式等の配当所得、上場株式等の譲渡所得等は、所得税と市・県民税の課税方式を一致させることとなり、選択することができなくなります（令和4年度税制改正）。この改正によって、所得税の確定申告をした上場株式等の配当所得、上場株式等の譲渡所得は、市・県民税の課税所得に含まれることとなりますので、令和6年1月以降に行う令和5年分の所得税の確定申告にあたっては慎重にご判断ください。

なお、令和5年度の市・県民税（所得税は令和4年分）では、これまでの取り扱いどおり、市・県民税が特別徴収された特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することができます（*1、2）。

- *1 令和4年中における上場株式等の譲渡所得及び特定公社債等の利子所得等は、申告分離課税又は申告不要制度の2つの課税方式から、また、上場株式等の配当所得等は、総合課税、申告分離課税又は申告不要制度の3つの課税方式から、それぞれ異なる課税方式を選択できます。
- *2 令和4年中の上場株式等の配当所得及び株式等に係る譲渡所得等のすべてが特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額であっても、その一部だけを市・県民税においては申告不要とする（所得に算入しない）場合は、これまでどおり市への申告書の提出が必要です。この場合は、所得税の確定申告書の第2表の住民税・事業税に関する事項の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄には○を記入しないでください。

年金を受給されている方の確定申告および市・県民税申告について

前年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする義務はありません（*3）。ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない医療費や生命保険料、地震保険料、扶養控除等その他の控除があり、源泉徴収された所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。また、確定申告をしない場合でも65歳未満の方で105万円、65歳以上の方で155万円を超える公的年金収入があり、次のいずれかに該当する方は市・県民税申告が必要です。

- ① 公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある。
- ② 公的年金から特別徴収されている社会保険料以外に、支払った社会保険料がある。
- ③ 医療費控除、障害者控除、寡婦ひとり親控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金税額控除などの控除がある。
- ④ 年金支払者に届け出ている親族以外に扶養する配偶者や親族がいる。

- *3 ご自身が所得税の確定申告をする義務があるかどうかについて詳しく確認されたい場合は、大和税務署（電話 046-262-9411）にお問い合わせください。

ワンストップ特例制度を利用された方の確定申告について

ふるさと納税をしたときに寄附先の自治体にワンストップ特例制度申請書を提出した方が、所得税の確定申告書を提出する場合、ふるさと納税分の寄附金控除を記載した確定申告書を提出してください。ワンストップ特例制度の申請後、確定申告を行うとワンストップ特例制度の申請が全て無効になり、ふるさと納税分の控除が受けられなくなります。

この他にも、次に該当する場合は、ふるさと納税分の寄附金控除を記載した確定申告書を提出してください。

- ① ふるさと納税分の寄附金控除が記載されていない所得税の確定申告書が提出された場合
- ② ワンストップ特例申請書を提出した自治体が6団体以上となった場合
- ③ ワンストップ特例申請書に記載した住所と令和5年1月1日の住所が異なる場合
- ④ 確定申告書を提出する義務がある場合（所得税法第121条（確定所得申告を要しない場合）の適用を受けなかった場合）

所得税の寄附金控除と市・県民税のふるさと納税分の寄附金税額控除（基本控除・特例控除）の適用を受けるには、領収書または寄附金受領証明書を添付し、改めて所得税の確定申告（修正申告・更正の請求を含む）が必要になります。

なお、所得税の還付金が発生しないなど確定申告を要しない場合は、所得税の寄附金控除は受けることが出来ませんが、市・県民税の申告を行うことにより市・県民税の寄附金税額控除のみの適用を受けることができます。

★令和5年度の市・県民税申告のご案内★

令和4年中の収入などを申告してください。(申告先は令和5年1月1日現在居住していた市区町村です)

市・県民税申告が必要な方の例

- ・令和4年中の収入がない方(収入がない場合でも扶養親族がいる場合は必ず申告してください。)
 - ・所得税の確定申告が不要とされた方で、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除がある方
 - ・所得税の確定申告が不要な方で、給与及び公的年金等以外の収入があった方
- ◆所得税の確定申告の要・不要は大和税務署にお問い合わせください。
電話046-262-9411(代表)

市・県民税申告が不要な方の例

- ・所得税の確定申告をする方
- ・市内同世帯の親族の確定申告又は年末調整において、配偶者控除、同一生計配偶者、扶養控除、年少扶養親族の対象になっている方
- ・会社で年末調整が済んでいるサラリーマンの方で、その年末調整に含まれない収入、控除がない方
- ・収入が公的年金等だけで、公的年金等に係る源泉徴収票に記載されている内容の他に追加する控除がない方

★市・県民税申告の受付スケジュール★

※市・県民税の申告は事前予約不要です。窓口の混雑を避けるためにできるだけ郵送でご提出ください。

		申告場所
1月下旬～2月17日(金)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く)	午前8時30分から 午後5時まで	大和市役所本庁舎2階 市民税課
2月16日(木)、17日(金)	午前10時から 午後4時まで	渋谷学習センター3階情報スペース (大和市渋谷5-22 IKOZA内) ※駐車場、駐輪場は有料です
2月20日(月)から3月15日(水)まで (下記以外の土曜日、日曜日、祝日を除く)	午前8時30分から 午後5時まで	大和市役所本庁舎敷地内 会議室棟1階
2月19日(日)、26日(日)	午前8時30分から 正午まで	※2月28日(火)は スペイン語通訳がいます

★市・県民税の申告に必要なもの★

全 員	給与、公的年金等の収入がある方は令和4年分の源泉徴収票。それ以外の方は令和4年中の収入、経費がわかる帳簿などの資料 マイナンバーの番号確認及び本人確認ができるもの(具体的な書類の内容については下記「マイナンバーの番号確認と本人確認について」をご確認ください。)	
	各種控除の申告する場合に必要なものの例	
	医療費控除	各保険者作成の医療費通知又はご自身で作成した明細書 ※領収証だけでは控除できません ※令和4年中に支払ったものが対象です
	社会保険料控除のうち国民年金保険料の控除	領収証又は日本年金機構発行の控除証明書 ※令和4年中に支払ったものが対象です
	生命保険料控除 地震保険料控除	各保険会社発行の控除証明書 ※令和4年中に支払ったものが対象です
	障害者控除	障害者手帳など ※令和4年12月31日現在の状況によります
	勤労学生控除	学生証又は在学証明書 ※令和4年12月31日現在の状況によります
	寄附金税額控除	寄附金の受領者が発行した受領証 ※令和4年中に支払ったものが対象です ※ワンストップ特例を申請した方であっても申告する場合は受領証の添付が必要です

マイナンバーの番号確認と本人確認について

マイナンバーを記載した税関係書類を提出する際は次の書類をそれぞれご用意ください。なお、マイナンバーカード以外をご用意いただく場合は、番号確認と本人確認の書類をそれぞれ1点ずつご用意ください。

確認の種類	ご用意いただく書類の例
番号確認・本人確認(1点のみ)	・マイナンバーカード
番号確認(いずれか1点)	・通知カード(記載されている住所と現住所が異なる場合は使用できません。) ・マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書
本人確認(いずれか1点)	・運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、児童扶養手当証書、年金手帳、特別児童扶養手当証書、公的医療保険の被保険者証 など